

「中部ブロック発注者協議会」静岡県部会規約

（設置）

第1条 『中部ブロック発注者協議会（以下「協議会」）』設置要領に基づき静岡県部会（以下「部会」という。）を設置する。

（目的）

第2条 部会は、県・政令市・市町が、協議会にて掲げられた公共工事品質確保に関する施策等を推進・強化するため、情報共有を図ることを目的とする。

（事業）

第3条 部会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 公共工事品質確保に関し、部会員相互の連絡調整等を行うこと。
- (2) その他この部会の目的を達成するために必要な事業を行うこと。

（部会員）

第4条 部会員は、次の各号に掲げる者とする。

- (1) 静岡県交通基盤部理事（土木技術担当）、静岡県財務部参事（営繕担当）、静岡県経済産業部農地局長、静岡県経済産業部森林・林業局長
- (2) 静岡市建設局長、浜松市財務部長
- (3) 各市副市長、各町副町長

（部会長及び副部会長）

第5条 部会長は、静岡県交通基盤部理事（土木技術担当）をもって充てる。

- 2 副部会長は、静岡市建設局長、浜松市財務部長、及び代表市町副市町長の3名をもって充てる。
- 3 代表市町については、別紙1によるものとし、代表市町長が協議会の委員となる。
- 4 副部会長は、部会長に事故があるときは、その職務を代理する。

（運営）

第6条 部会は、部会長が招集する。

- 2 部会は、部会長が議長を務める。
- 3 委員は、指名した者を代理として会議に出席させることができる。
- 4 部会長は、必要があるときは、別紙1に掲げる者以外の者の参加を求めることができる。

(顧問)

第7条 部会に、次の顧問を置く。

国土交通省中部地方整備局企画部技術開発調整官

(分科会の設置)

第8条 部会は、必要に応じて分科会を設置することができる。

2 分科会の構成及び運営に関し必要な事項は、別に定める。

(事務局)

第9条 部会の事務局は、静岡県交通基盤部建設経済局技術調査課に置く。

(その他)

第10条 この規約に定めるもののほか、部会の運営に関し必要な事項は部会長が定める。

附 則 この規約は平成27年2月10日から施行する。

附 則 この規約は平成27年8月11日から施行する。

附 則 この規約は平成29年1月20日から施行する。

附 則 この規約は平成30年10月16日から施行する。

附 則 この規約は令和元年8月9日から施行する。

附 則 この規約は令和3年4月1日から施行する。

附 則 この規約は令和5年8月10日から施行する。

附 則 この規約は令和7年4月1日から施行する。

第 5 条関係（代表市町）

協議会に出席する代表市町長については、下記のとおりとする。

なお、特別な事情等で変更する場合は、その都度協議して決定する。

年度	代表市町
平成 26 年度	袋井市
平成 27 年度	富士市
平成 28 年度	沼津市
平成 29 年度	磐田市
平成 30 年度	焼津市
令和元年度	藤枝市
令和 2 年度	富士宮市
令和 3 年度	掛川市
令和 4 年度	三島市
令和 5 年度	島田市
令和 6 年度	御殿場市
令和 7 年度	御前崎市
令和 8 年度	下田市
令和 9 年度	牧之原市
令和 10 年度	裾野市
令和 11 年度	菊川市
令和 12 年度	伊豆市
令和 13 年度	伊豆の国市
令和 14 年度	湖西市
令和 15 年度	熱海市
令和 16 年度	伊東市